

7 林整森第 214 号
令和 8 年 1 月 6 日

各府省官房長等（別紙のとおり） 殿

林野庁長官

令和 8 年 緑の募金運動の実施について

緑化行政の推進に当たり、日頃から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。
このたび、公益社団法人国土緑化推進機構理事長から、緑の募金運動の実施について別添のとおり協力依頼がありました。
つきましては、貴職におかれましてもその趣旨を御理解の上、緑の募金運動の一層の推進を図るため、特段の御協力をいただきたくお願い申し上げます。

担当：森林整備部 森林利用課 緑化推進班
電話：03-3502-8243（ダイヤルイン）

(別紙)

施行先一覧

(各府省官房長等)

内閣府大臣官房長

公正取引委員会事務総長

警察庁長官官房長

金融庁長官

消費者庁長官

こども家庭庁長官

デジタル庁デジタル監

復興庁事務次官

総務省大臣官房長

公害等調整委員会事務局長

消防庁長官

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

特許庁長官

国土交通省大臣官房長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長

国緑 7 第272号
令和7年12月16日

林野庁長官
小坂 善太郎 様

公益社団法人国土緑化推進機構
理事長 濱田 純一
(押印省略)

令和8年緑の募金運動の実施について

国土緑化運動の推進並びに当機構の運営につきましては、日頃、格別のご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、緑の募金運動は春期の本格的活動を開始する時期が間近となりました。緑の募金運動は国土緑化運動の中核的な推進手段として、国民参加の森林づくりを推進するために一層の進展が期待されるとともに、募金事業を通じた SDGs 達成や 2030 年ネイチャーポジティブ、2050 年カーボンニュートラルの実現等への貢献が求められています。また、東日本大震災や能登半島地震、台風・豪雨、山火事等の災害による被災地の復旧支援に引き続き取り組むとともに、それぞれの地域の課題を踏まえた対応が必要となっています。

このため、森林に対する国民の関心の高まりを募金運動への参加に結びつけるよう、別紙のとおり「令和8年緑の募金運動実施方針」を作成し、各都道府県緑化推進委員会と連携し、積極的な取組を展開することとしています。

つきましては、令和8年の募金運動が効果的に展開できますよう、ご指導ご支援をお願い申し上げますとともに、各省庁、都道府県、森林管理局等への協力要請方につきましても特段の御高配をお願い申し上げます。

令和8年緑の募金運動実施方針

国土緑化運動のこれまでの成果を広く伝えるとともに、健全な森林を将来に引き継いでいくためには、植える、育てる、利用する、また植えるという森林づくりの循環を取り戻すとともに森林づくりを担う人づくりに取り組む必要があること、国内外で取組が進められている「SDGs の達成」や「2030 年ネイチャー・ポジティブ」、「2050 年カーボンニュートラル」の実現等に、森林の整備や緑化の推進が貢献することなどを分かりやすく伝え、森林づくりや緑化への理解・関心を高めるよう努める。

また、「緑の募金」の名称は一定程度認知されているものの、活動に対する認知度は必ずしも十分でないことを前提に、戦略的・効果的な普及啓発・広報等の取組を展開し、緑の募金運動を推進する。

これらの取組に当たっては、国土緑化推進機構と全国の緑化推進委員会が連携して、現状について認識を共有しつつ、運動の前進を図ることとする。

1. 普及啓発行事の実施

「緑の募金で進めよう SDGs」を統一スローガンとして、「森林を守る 森林を活かす」のポスター・キャッチコピーも活用し、「緑の募金キャンペーン 2026」等、各種の普及啓発行事を「みどりの月間」（4月15日～5月14日）を中心に実施する。

2. 積極的な広報活動の実施

（1）地域住民に効果的な広報を行うため、

- ① テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページなど各種媒体の活用を図る。特に、都道府県広報、市町村広報、企業団体等機関広報、企業の協賛広告等との連携を図る。
- ② 新聞、放送局等マスコミと連携し、積極的に募金情報を発信することとし、ラジオ CM の全国放送を実施する。
- ③ 地域の実態に応じて共通 VTR を使用した地方放送局でのテレビ CM を実施する。
- ④ その他、地域で開催される各種祭典やスポーツ等の興行に付随したイベント、観光イベントなど、産学官民の様々な主体やメディア等によって展開される幅広いイベントやキャンペーン活動等の機会を捉え、それら主体等と連携して、「緑

の募金」や森林・林業等に対する関心が必ずしも高くない層を含む幅広い層をターゲットに機動的・効果的な普及広報活動を展開する。

- (2) 「緑の募金法制定 30 周年記念シンポジウム」を開催し、これまでの 30 年間の国際協力事業の活動を振り返るとともに、国民各層に広く成果等を発信し、海外の森づくり事業等のさらなる展開に向け機運を高める（3 月 13 日開催予定）。
- (3) 東日本大震災や能登半島地震、台風・豪雨、山火事等の災害による被災地支援の進捗状況等についてホームページの充実を図るほか、各種媒体における積極的な露出を図り、情報発信する。
- (4) 地域における森林ボランティア活動や優良募金事例など、話題性のある募金情報 を編集した情報誌（紙）を発行し、市町村緑化推進組織、募金協力者、森林ボランティア団体等に配布する。
- (5) 「道の駅」等の公共施設への募金箱の設置等を通じ、国民参加の森林づくりへの協力を呼びかける。

3. 普及啓発共通資材等の活用

緑の募金の社会的役割等を紹介し、全国的に募金に対する協力気運を醸成するため、ポスター、リーフレット、その他普及啓発資材を活用する。

また、地域の話題性のある資材を開発し、地域住民の関心を高め、求心力を確保する。

4. 推進体制等の整備

- (1) 市町村等における家庭募金の推進組織を整備するとともに、商工会、婦人会、校長会、PTA、森林ボランティア団体等に呼びかけ、緑の募金支援団体の拡大や緑の協力員の活用に努める。
- (2) 全国的な組織をもつ農協・漁協系統、農業委員会、信用金庫、コンビニエンスストア等との運動の連携を図る。
- (3) 国土緑化推進機構の「緑の募金」ホームページから各都道府県緑化推進委員会の募金ページに容易にアクセスできるポータルサイト「ふるさとの森づくり支援サイト」を充実し、地方募金の拡大を図る。

5. 募金活動の展開

- (1) 募金期間及び全国一斉強調月間の設定

① 募金期間

国民の緑化気運の高揚に合わせた効果的な募金活動を実施するため、国土緑

化推進機構が行う募金については募金期間を春期 1 月 15 日～5 月 31 日、秋期 9 月 1 日～10 月 31 日とし、都道府県緑化推進委員会が行う募金については同期間の間において各都道府県緑化推進委員会が募金期間を設定する。

② 緑の募金全国一斉強調月間

国民の緑への関心の高まりを募金運動への参加に結びつけるため、「みどりの月間」（4 月 15 日～5 月 14 日）の期間を、「緑の募金全国一斉強調月間」として設定する。

（2）募金活動の強化

① 訴求力のある募金活動

地球温暖化の防止、子どもたちの森林環境教育の推進、東日本大震災や能登半島地震、山火事等の災害被災地の復旧支援、SDGs 達成や 2030 年ネイチャー⁹ポジティブ、2050 年カーボンニュートラルの実現等への貢献をキーワードとして、企業、職場、学校、イベント、店舗その他の分野できめ細かな要請を行う。

特に企業へのアプローチに際しては、企業の多様な関心・ニーズに的確に応える観点から、国土緑化推進機構と都道府県緑化推進委員会が密に連携して対応する。

また、様々な機会に、緑の募金は、森林の荒廃防止とともに、東日本大震災や能登半島地震、山火事等の災害の被災地支援や SDGs 達成への貢献などに効果的に活用されていることを PR する。

② 重点方策の推進

ア 募金箱の設置拡大

全国どこでも、誰でも募金できるよう、事務所、店舗、公共施設等に募金箱設置を要請する。

イ 使途を限定した募金の実施

全国的又は地域的課題について事業のニーズを開拓し、着実に実施するため、使途を限定した募金を要請する。また、引き続き中央募金として東日本大震災や能登半島地震、山火事等の災害被災地の復旧支援や SDGs 達成への貢献に充てる使途限定募金への協力を要請する。

ウ 企業への働きかけ

企業の CSR や SDGs、ネイチャー⁹ポジティブ、カーボンニュートラル、ESG 投資等への意識の高まりに対応し、「企業の森づくり等」と連携した募金活動を行う。

エ 募金方法の多様化

多様な募金機会を提供するため、寄附金付き商品などによる協賛募金や物品寄

附等を推進するとともに、スマートフォンの活用等を進める。また、「ふるさとの森づくり支援サイト」の充実を図る。

オ 家庭募金、職場募金、学校募金の維持・拡大等

地方募金の太宗を占めている家庭募金、学校募金等の維持・拡大を図る取組を推進するとともに、ウ、エの取組と連携しつつ企業募金の拡大を図る。

カ 「緑の募金」成果情報の提供

緑の募金の使途及び成果（募金による森林の整備面積や SDGs への貢献等）の情報を積極的に提供する。

キ 募金協力者等の顕彰

緑の募金への協力者に対し、「緑の募金」顕彰要綱に基づき顕彰を行う。

6. 効果的な募金事業の実施

- (1) 「緑の募金」の支援によるボランティア団体等の諸活動は、募金活動の社会的意義やその効果を国民に示す上で極めて重要である。このため、支援している団体等に対し、当該事業が緑の募金を活用して実施していることを、事業解説板、標柱、参加者募集チラシ等に表示することにより周知するとともに、ホームページやSNSで実施状況などの情報を発信するよう要請する。
- (2) 募金事業の実施に当たっては、地域における森林ボランティア活動の拡大及び活動内容の多様化に資する観点から、先駆性、モデル性のあるものを中心に実施する。また、寄附金の効率的な使用及び SDGs 達成への効果的な貢献を図る。
- (3) 森林ボランティア活動の社会性の向上とプロジェクトの高度化に資するため、事業等を通じて人材の育成に努める。